

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

|         |       |
|---------|-------|
| 部局(部署)名 | 法科大学院 |
| 責 任 者   | 石塚 伸一 |

|      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 基準 6 | 施設・設備、図書館                                                        |
|      | 教育形態に即した施設・設備／自習スペース／研究室の整備／情報関連設備及び人的体制／身体障がい者等への配慮／施設・設備の維持・充実 |

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

|                                                                    | レベル | 自己評価 |    |
|--------------------------------------------------------------------|-----|------|----|
|                                                                    |     | 個別   | 総合 |
| 6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか（「専門職」第17条）。   | I◎  | A    | A  |
| 6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。※【留意事項】あり         | I○  | A    | A  |
| 6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。<br>※【留意事項】あり                     | I○  | A    | A  |
| 6-4 学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャー及びそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。 | I○  | A    | A  |
| 6-5 身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。                                  | II○ | A    | A  |
| 6-6 施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。              | II○ | A    | A  |

2. 現状説明 《記述形式》

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備について、法科大学院の教育は、主に紫光館で実施している。</p> <p>授業のための施設・設備としては、講義室を紫光館2階及び3階に各1室、同4階に4室（模擬法廷を兼ねた大講義室を含む）確保している。講義室の総収容定員は418人である。また、演習室を紫光館3階に4室確保しており、その総収容定員は75人である。</p> <p>その他の施設としては、紫光館1階にロッカー室及び休憩室、同4階に食堂・談話室、同4階及び5階に会議室各1か所を備えている。</p> <p>6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保について、自習室の整備状況については、紫光館1階及び2階の深草図書館分室内に185席のキャレルを備えた共同自習室を1室設置している。この共同自習室は、在学生の利用が優先であるが、研究生の利用も可能である。さらに、紫光館4階には研究生専用の共同自習室を2室設置しており、合計77席のキャレルを設置している。これらの自習室は、年間を通じ24時間利用可能である。</p> <p>また、「法科院基準」は、留意事項として、自習室の座席数について、収容定員と同数程度の座席数が教室から近接した場所に確保されていること及び自習室の利用時間については、図書館の開館時間、学生の通学条件、安全管理等に関する方針等にも留意することを求めている。</p> <p>自習室については、教室と同じ建物内に設置している。また、2013年度の本法科大学院の収容定員は75人であり、研究生数は前期96人であったことから、収容定員以上の座席数を確保している。</p> <p>安全管理については、共同自習室のある深草図書館分室及び4階共同自習室の入り口は常時施錠している。深草図書館分室に入室できるのは原則として法科大学院学生、研究生及び教職員のみであり、これらの学生、研究生及び教職員</p> |

には磁気式カードキーを貸与している。4階共同自習室については暗証番号式の鍵を設置しており、暗証番号の交付を受けた研究生及び教職員のみが入室可能である。

さらに、原則として月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までは、紫光館に守衛員が常駐しており、巡回等を行っている。それ以外の曜日・時間帯については、守衛員が常駐する紫英館への内線電話機を設置することで対応している。また、センサーが異常を感知すると、警備会社の係員が駆けつける遠隔監視システムについても導入しており、安全確保に留意している。

その他の自主学习スペースとしては、紫光館1階の深草図書館分室内にグループ自習室として利用できる共同学習室（10人収容）を3室設置しており、年間を通じて24時間利用可能である。このほかにも、授業の利用がない場合には、紫光館内の講義室及び演習室の貸出を行っている。貸出時間は、午前8時から午後9時30分までである。

6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室の用意について、すべての専任教員には、紫光館及びこれに隣接する至心館に、平均面積23.9㎡の個人用研究室を用意している。紫光館は、法科大学院の教室、自習室及び教務課事務室等が配置されている建物であり、研究室の配置でも、これらとの一体性が考慮されている。

学生からの個別相談に応じる機会の確保については、オフィスアワー等を設定し、そのためのスペースについては、研究室内に確保している。

6-4 情報インフラストラクチャーの整備について、ハード面については、全学生に1人1台のノート型パソコンを無償貸与し、それぞれにメールアドレスを付与している。

紫光館内には無線LAN設備を設置するとともに、共同自習室を併設する深草図書館分室には、インターネット端末を8台設置している。また、貸与パソコンと接続可能なプリンターを、深草図書館分室内と、休憩室にそれぞれ1台設置している。このほか、講義室201及び講義室301には、授業収録システムを設置している。

ソフト面については、「法科大学院ポータルサイト」を開設している。学生は、このサイトにアクセスすることにより、各種の連絡事項を確認できるほか、このサイトを経由して関連サイトへのアクセスもできるようになっている。

eラーニングシステムはNEC社製の「i-Collabo.LMS」を導入している。このシステムは、①教材の配信、②小テストの実施、③出欠の確認、④課題提出等が可能となっている。授業収録システムを用いて収録した動画のストリーミング配信についても行っている。収録対象は、法律基本科目のうち、講義科目であり、学生の復習に役立てることを目的としている。

法情報データベースについては、TKC社提供の「ローライブラリー」及びエル・アイ・シー社提供の「LI 統合型法律情報システム」の利用が可能である。これらのデータベースについては、図書館が提供元各社と契約し、学生・教職員にサービスを提供している。

その他の全学的な情報インフラとしては、基幹事務システムと連動した「ポータルサイト」がある。学生は、このサイトによって休講・補講情報及び学内各部署からの各種情報の提供を受けられるほか、履修登録・履修辞退に関する届出手続及び時間割・学業成績の閲覧等ができる。

教員についても、全学の「ポータルサイト」を通じて学内各部署から各種情報の提供を受けることが可能である。また、採点報告の提出及び受講者照会等の機能についても利用することができる。

また、情報インフラストラクチャーを支援する人的体制については、紫光館内に「法科大学院情報メディア室」を設置し、専門スタッフを配置している。当該事務室の業務取扱時間は平日の午前9時から午後6時までであり、各種設備及びシステム等の情報インフラに係る保守管理業務並びに学生及び教員に対する支援業務を行っている。

6-5 身体障がい者等のための施設・設備の整備については、紫光館に車椅子対応のエレベーター、トイレを設置している。また、固定席式の講義室では、車椅子対応の座席を1席確保している。

6-6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮について、学生の学習スペースでもある深草図書館分室は、当初は図書館の開館時間に合わせた利用時間となっていたが、学生からの要望に応え、2005年7月より24時間運用を開始した。その際、無資格者や部外者の立入りを排除し学生の安全や施設の保全を図るために、セキュリティカードによる入館システムを導入した。

また、学生の要望を受けて、有料プリンターを深草図書館分室に1台、1F休憩室に1台設置したことにより、必要な資料の印刷も可能になっている。

|                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。</p> |
|                                                                                                              |

### 3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| <p>現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。</p> |
| <p>特になし。</p>                                                  |

### 4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

|                                          |
|------------------------------------------|
| <p>現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。</p> |
| <p>特になし。</p>                             |

### 5. 根拠資料 《リスト形式》

| 項目 No. | 根拠資料の名称                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 6-1    | ①紫光館教室見取図（「2013 年度履修要項」より抜粋）<br>「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」（表 19）講義室、演習室等の面積・規模 |
| 6-2    | 「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」（表 19）講義室、演習室等の面積・規模                                 |
| 6-3    | ①個人研究室について（「研究支援ガイド」より抜粋）<br>「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」（表 21）教員研究室             |
| 6-4    | ①「法科大学院ノートブック型パーソナル・コンピューター貸与要綱」2005 年 4 月 6 日制定                                 |

## II. 評価結果

|                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>総評</p> <p>授業のための施設や自主学習を支援する施設、その他食堂・談話室、休憩室などが、同じ建物内にあり安全管理についても十分な対応がなされている。また情報インフラとそれを支援する人的体制も整っていることから良好な環境と判断する。</p> |
| <p>伸長すべき点(長所) 《箇条書き》</p>                                                                                                       |
| <p>改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載</p>                                                                               |
| <p>※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要</p>                                                                                              |

## 2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

|         |       |
|---------|-------|
| 部局(部署)名 | 法科大学院 |
| 責 任 者   | 石塚 伸一 |

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 基準 6 | 施設・設備、図書館                            |
|      | 図書等の整備／閉館時間／国内外の法科大学院等との相互利用／特色ある取組み |

## I. 自己点検・評価

## 1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

|                                                                                    | レベル  | 自己評価 |    |
|------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|
|                                                                                    |      | 個別   | 総合 |
| 6-7 図書館には法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。※【留意事項】あり | I ○  | A    | A  |
| 6-8 図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されているか。 ※【留意事項】あり                       | I ○  | A    | A  |
| 6-9 国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。                              | II ○ | A    | A  |
| 6-10 法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取組みを行っているか。                         | II ○ | A    | A  |

## 2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、紫光館に深草図書館分室を設置し、法科大学院学生及び教員に対する各種資料の提供に対応している。

図書資料等については、深草図書館分室は、2014年3月31日現在で、約37,000冊の図書資料及び約390タイトルの雑誌を所蔵している。

図書資料の収集は、法学の専門知識を有するロー・ライブラリアンが、定期的にインターネット、出版情報誌、一般誌及び新聞記事等から情報収集を行い、選書している。また、教員とロー・ライブラリアンとの情報交換についても随時行っている。

電子媒体による資料については、「判例体系」、「法律判例文献情報」、「現行法規」、「官報情報検索サービス（ただし図書館員による代行検索）」、「Lexis.com」及び「ユリスオンライン」などの法学系のデータベースを提供している。また、本学独自の法学系データベースとして、「新法・改正法解説記事書誌情報検索 R-LINE」を深草図書館分室とロー・ライブラリアンが協働して開発し、無料で一般に提供している。

6-8 図書館の開館時間の確保について、深草図書館分室は、セキュリティシステムの導入により安全を確保しつつ、開架図書については、年間を通じて24時間利用できる環境を整えている。

カウンター業務は、授業期間中及び試験期間中は、平日は午前9時から午後9時45分まで、土曜日は午前9時から午後5時まで行っている。また、深草図書館は、日曜日も午前10時から午後5時まで開館している。

6-9 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備について、本学は公益財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システムに参加しており、参加大学の図書館の約8割は学生証・教職員証のみで利用できる。大学コンソーシアム京都参加校以外の大学図書館資料を利用するには、本学図書館で紹介状を発行し、直接当該図書館に行く方法と、資料を取り寄せて利用する方法とがある。資料を取り寄せて利用する場合には、中央図書館である深草図

書館を通じて取り寄せ、深草図書館で閲覧・複写できるようになっており、現在のところ学習・教育・研究上の大きな不便はない。

なお、昨年度「留意点」と指摘された「専門領域に対する相互利用という視点に立った、国内外の法科大学院・研究機関等との学術情報・資料の相互利用を検討する上で、研究部や図書館事務部と調整」については、募集停止の検討がなされていたため行っていない。

6-10 施設・設備の整備に関する特色ある取り組みについては、評価の視点 6-4 で既述したとおり、e ラーニングシステムの整備により、教職員・学生間の双方向的な交流が可能になっており、教育の質の向上にとって有効に機能している点が挙げられる。

また、他の特色としては、修了生が継続して学習できるよう、2008 年度から研究生制度を設けている。研究生には、24 時間利用可能な専用の共同自習室（紫光館 4 階）に個人用キャレル 77 席及びロッカー 77 人分を設置し、パソコンを引き続き無償で貸与している。

〔改善すべき点の確認〕 前  
回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

6-9  
【改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）】  
○専門領域に対する相互利用という視点に立った、国内外の法科大学院・研究機関等との学術情報・資料の相互利用を検討する上で、研究部や図書館事務部と調整して頂きたい。【留意点】

### 3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

### 4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

### 5. 根拠資料 《リスト形式》

| 項目 No. | 根拠資料の名称                                                                                                                                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6-7    | ①図書・学術情報に関する事項（2013（平成 25）年度事業報告書<資料編>より抜粋）                                                                                                                                     |
|        | ②法令・判例・法律雑誌検索系データベース web ページ<br>< <a href="http://rwave.lib.ryukoku.ac.jp/hp/data/index.html#a04">http://rwave.lib.ryukoku.ac.jp/hp/data/index.html#a04</a> > 最終アクセス：2014/05/26 |

## II. 評価結果

総評

図書館における各種資料の計画的・体系的な整備については、深草図書館分室を同一建物内（紫光館）に設け、図書資料や雑誌も十分に整備していると言える。

また図書資料の収集については、教員とロー・ライブラリアンが情報交換を行い選書している点、学習用図書を配架している「開架書庫 1」を 24 時間利用できる環境を整えている点は、利用者の視点から評価できる。

施設整備における特色ある取組として、e ラーニングシステムの整備、また修了生が継続して学修できる研究生制度を設け、24 時間利用可能な専用共同自習室に個人用キャレルやロッカーを設置し、パソコンを無償貸与していることなどは、評価できる。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伸長すべき点(長所) 《箇条書き》                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書資料の収集については、教員とロー・ライブラリアンが情報交換を行い選書している点、学習用図書を配架している「開架書庫1」を24時間利用できる環境を整えている点は、利用者の視点から評価できる。</li> <li>・施設整備における特色ある取組として、eラーニングシステムの整備、また、修了生が継続して学修できる研究制度を設け、24時間利用可能な専用共同自習室に個人用キャレルやロッカーを設置し、パソコンを無償貸与していることなどは、評価できる。</li> </ul> |
| 改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載                                                                                                                                                                                                                                          |
| <div></div>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要                                                                                                                                                                                                                                                        |